

社会福祉法人新栄会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新栄会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事のことをいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人の職員を兼務している者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益である。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬等を支給しない。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 常勤の理事 | 無報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬等の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、その地位のみによっては支給せず、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給するものとし、支払いは原則1か月毎とする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。(平成29年6月23日制定)

別表第1 (非常勤の役員の報酬等)

(1) 非常勤の理事

理事会等会議への出席	日額 20,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	時給 7,000円

(2) 監事

理事会等会議への出席	日額 20,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	時給 7,000円

別表第2 (評議員の報酬等)

評議員会等会議への出席	日額 10,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	時給 5,000円